

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性及び透明性を高めながら、株主をはじめとした多くのステークホルダーの利益を最大化し、企業価値を向上させるために、コーポレート・ガバナンスの確立が重要な経営課題の一つであると考えております。

そのような状況を踏まえ、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、関係諸法令を遵守し、経営組織体制を整備運用してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則1-2-4) (補充原則3-1-2)

当社は、議決権のインターネット行使は行っておりますが、招集通知を始めとする開示資料の英訳は実施しておりません。今後、株主構成の変化等の状況に応じて英語での情報発信の充実を検討してまいります。

[原則2-3] (補充原則2-3-1) (補充原則3 1 3) (補充原則4 2 2)

当社は「おもてなしテクノロジーで人を幸せに」というコアバリューのもと、社会の不を解消するITサービスを通じて、中長期的な企業価値向上を目指すため、サステナビリティの取り組みを検討・推進しております。

2023年4月より、段階的にコーポレートサイトでサステナビリティの取り組みの開示をスタートいたしました。今後も投資家をはじめとするステークホルダーの期待に応えられるよう、開示内容の充実に努めてまいります。

<https://www.showcase-tv.com/corporate/idea/>

人的資本及び知的財産への投資等、気候変動や人権などの社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ課題に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等と与える影響に関する開示、サステナビリティを巡る取組みにおける基本的な方針は、今後の重要な課題として認識し開示の検討を進めてまいります。

(補充原則2-4-1)

当社は、多様な人材を活かし、その能力を最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造が可能となる環境構築が、当社の持続的な成長に重要であることを認識しております。多様性の確保という観点から、女性従業員や外国人等の採用、また、女性管理職の登用等、当社で活躍できる環境整備を充実し、中長期的な企業価値向上を目指しておりますが、現時点で測定可能な目標設定や状況の開示には至っておりません。しかしながら多様な人材にとって働きがいがあり、多様性が活かされる組織になることで、持続的な成長を実現してまいります。

(補充原則3-1-2)

当社は、英語版コーポレートサイトを開設しております。

今後は株主構成を勘案し、更なる英語での情報発信の充実に努めてまいります。

(補充原則4-1-3)

当社は、現時点で最高経営責任者等の具体的な後継者計画を策定しておりませんが、後継者計画については今後の重要な課題として認識し、検討を進めてまいります。

(補充原則4-3-2)

当社では、最高経営責任者の選任に関する一律の評価基準や選任要件は定めておらず、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、会社における最も重要な戦略的意思決定であると認識し、独立社外取締役が出席する取締役会において業績等の評価や経営環境の変化等を踏まえ協議し、適切に選任しております。

(補充原則4-3-3)

当社では、代表取締役および取締役の任期は1年であるため、任期中の解任という事態は想定しておりません。万が一、最高経営責任者等が法令・定款に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議いたします。今後は客観性・透明性の観点から、代表取締役解任基準の制定については今後の重要な課題として認識し、検討を進めてまいります。

(補充原則4-10-1)

当社における現在の取締役会の構成は、取締役総数6名のうち、独立社外取締役は3名となっており過半数には達しておりませんが、取締役会における指名、報酬等の重要事項を決定する際、社外監査役2名を含めて、独立した立場から適切な関与・助言を求めています。独立社外取締役を主要な構成委員とする任意の設問委員会の設置等については、今後検討してまいります。

(補充原則4-14-2)

当社では、トレーニングの方針についての開示は行っておりません。しかし、取締役、監査役に対し職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために、社外セミナー等への参加を促しております。定期的なトレーニングの実施に関しては、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、現時点で投資目的以外の株式を保有しておらず、原則、今後も保有する予定はありません。今後、当該株式を保有する必要性が生じた場合には、その取得及び保有の方針、議決権行使の基準等を定め、必要に応じて適切に開示いたします。

【原則1-7】

当社は、当社の取締役との間の利益相反取引については、当該取締役を特別利害関係人として決議から除外した上で、取締役会における決裁を得ることとしております。また、関連当事者との取引を適切に把握するため、全役員を対象に、取引の有無、金額等の調査を年1回実施しております。

なお、当社は社内規程に、関連当事者間の取引毎の承認プロセスを定め、取引の合理性や取引条件の妥当性を検討し、当該取引を適切に牽制する体制を構築しております。

【原則2-6】

当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーには該当いたしません。

【原則3-1】

() 経営理念: コアバリュー

当社は「おもてなしテクノロジーで人を幸せに」をコアバリューに掲げ、ビジネスコンセプトを「企業と顧客をつなぐDXクラウドサービス」と定め、会社の目指すところを役員・従業員と共有して経営・事業活動を推進しております。

コアバリューの詳細は、当社コーポレートサイトに掲載しております。 <https://www.showcase-tv.com/corporate/idea/>

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

上記「1. 基本的な考え方」の及び当社コーポレートサイトをご参照ください。 <https://www.showcase-tv.com/ir/management/governance/>

()

取締役の報酬は、固定報酬となっており株主総会の決議による報酬総額の限度内で取締役会で一任を受けた代表取締役が会社の業績や経営内容、経済情勢等を踏まえ、各取締役の職位や職務遂行に対する評価を総合的に勘案し、他の取締役と協議の上、報酬年額を決定し月額報酬として支給するものとしております。

()

取締役については、人格・見識・能力・経験や業績貢献度を踏まえたうえで、取締役会にて決議し、株主総会に付議しております。監査役については、取締役の職務遂行の監査を的確かつ公正に遂行することができる知識・能力及び経験を有していることなどを踏まえ、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決議し、株主総会に付議しております。万が一、経営陣幹部が、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くしたうえで、決議することとなります。

()

社外役員については、個々の選任理由をコーポレートガバナンス報告書、株主総会招集ご通知に記載しております。取締役・監査役の選任・指名については株主総会招集ご通知に略歴等を記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、法令・定款にて定めるもののほか、重要な意思決定の項目として「取締役会規程」において定めております。その他の項目については社内規程に基づき、経営会議、代表取締役、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、審議、決裁、報告等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-9】

当社は、東京証券取引所の定める独立性判断基準に基づき、社外取締役の選任を行っております。また、取締役会において専門的な視点から建設的な議論を行える点を資質の基準としております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、6名のうち3名が独立社外取締役で構成されております。

迅速な意思決定と業務執行の監督、取締役会全体が有する各機能とのバランス等を勘案して適切な規模とする方針としており、取締役の選任に関する方針と手続きについては、上記【原則3-1】()をご参照ください。

また、取締役及び監査役の専門性や経験を一覧にしたスキル・マトリックスは、株主総会招集通知の最終ページをご参照ください。 <https://ssl4.eir-parts.net/doc/3909/announcement/96925/00.pdf>

【補充原則4-11-2】

当社は取締役、監査役の兼任状況について、株主総会の招集通知を通じて毎年開示しております。

他社との兼任がある場合は、当社に対する役割・責務が果たせるよう、兼任を合理的な範囲に留めております。

【補充原則4-11-3】

当社では、毎年、取締役会の実効性を検証すべく、内部監査室において全取締役及び全監査役に対して取締役会の構成や運用状況に関するアンケートを実施し、それらの結果に基づき、取締役会の運営状況、審議状況等の実効性について評価を実施しております。その結果、取締役会の構成、運用状況や審議状況は、取締役会が監督機能を発揮する体制が整備されており、また取締役会において出席者が積極的に発言し、闊達な議論が行われる風土が定着しているとの評価が得られました。一方、取締役会の実効性をさらに向上させるためには、取締役・監査役に対する更なる情報提供の充実を図る事が重要とみております。当社は、こうした認識に基づき、今後とも継続的に取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

【原則5-1】

当社では、代表取締役を中心として、コーポレート本部経営企画部が担当部門となり、IR活動を積極的に推進しております。当社の経営戦略をより理解いただくため、株主や投資家との対話にも積極的に応じています。

また、アナリスト・機関投資家向けに、決算説明会の開催または決算説明動画の配信を通じて、代表取締役が決算内容及び業績見通し、経営戦略等を説明しております。

株主向けには、定時株主総会終了後に、今後の方向性についてご報告する機会として、代表取締役による経営戦略説明会を開催しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森 雅弘	1,538,300	22.11
永田 豊志	1,190,200	17.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	183,100	2.63
AI inside株式会社	158,200	2.27
倉員 伸夫	120,000	1.72
鈴木 智博	100,000	1.44
株式会社SBI証券	99,495	1.43
上田八木短資株式会社	90,900	1.31
河邊 恭章	75,000	1.08
野村證券株式会社	51,200	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

(1)グループ経営に関する考え方及び方針

当社は、上場子会社としてReYuu Japan株式会社(以下「ReYuu社」)を有しております。当社グループでは、「おもてなしテクノロジーで人を幸せに」をコアバリューに据え、「企業と顧客をつなぐDXクラウドサービス」をコンセプトに事業を推進し、グループ全体の企業価値向上を目指しております。また、当社は、少数株主の保護の観点から、子会社の独立性を確保することが重要であると考えております。こうした状況から当社グループといったしましては、各事業会社の事業運営における独立性は維持しつつも、経営管理を統括する当社を主体として、グループ内のガバナンス強化や各事業会社への経営監視を十分に行うことで、株主価値向上を目的としたグループ一丸となった経営戦略の遂行に努める方針です。

(2)上場子会社を有する意義

当社の上場子会社であるReYuu社は、情報通信関連事業を主な事業内容としており、同社を当社グループの事業セグメントを担う重要なグループ会社と位置付けております。ReYuu社を上場会社として維持することは、同社自身の知名度や信用力の向上、優秀な人材の確保、役職員のモチベーションの維持や向上にも資するとともに、上場会社として独立した経営体制のもとで機動的な事業運営を行うことにより、業界内での優位性を高めながら事業の強化と成長を加速する機会を確保し、同社を含む当社グループ全体としての競争優位性の強化につながるものと考えております。

(3)上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

当社は、上場子会社において一般株主の利益を適切に保護することが、上場子会社の企業価値の向上に資するとの認識のもと、当社と上場子会社の一般株主の間には、構造的に利益相反リスクがあることを踏まえ、上場子会社の独立した意思決定を尊重するようにしております。当社グループでは、出資先管理等を目的として「関係会社管理規程」を定め、関係会社等を含め子会社における重要な意思決定等に関しては、当社への事前承認または報告を求めています。また、ReYuu社は少数株主保護の観点から必要な独立性確保の方策として、社外取締役を1名選任しており、社外監査役2名を含めた3名を独立役員として東京証券取引所に届け出るなど、親会社から独立した意思決定を担保するための実効的なガバナンス体制を構築しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
矢部 芳一	他の会社の出身者											
中原 裕幸	他の会社の出身者											
佐藤 香織	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢部 芳一		株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	長年金融機関で培ってきた、財務及び国際業務等に精通しておられること並びに経営に対する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かすため選任しております。また、独立役員として指定した理由は、当社との関係において十分独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したためであります。
中原 裕幸		株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	ソフトウェア販売、営業組織の構築、マネジメントにおいて豊富な経験と実績を有しております。特にパートナー戦略の立案から新規パートナー開拓等において高い知識、スキルを持ち、当社の経営戦略及び経営方針に助言を期待し、客観的視点で当社業務執行の監督の役割も期待できると判断したためです。また、独立役員として指定した理由は、当社との関係において十分独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したためであります。
佐藤 香織		株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	株式会社及び社団・財団法人の運営・コンプライアンス・ガバナンス・役員責任・労務等法人の法務全般、国内外の租税案件(税務訴訟・不服申立て・税務調査など)等に携わり、これらに関するセミナー・研修講師も務めています。客観的視点で当社業務執行の監督の役割も期待できると判断したためです。また、独立役員として指定した理由は、当社との関係において十分独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、会計監査人と定期的に(四半期に1回の割合)で会合を持ち、監査実施状況や監査結果等の報告を受けるほか、情報交換や意見交換を行うなどの連携を取っております。内部監査室とも定期的(1週間に1回の割合)で会合を持ち、内部監査の実施状況や監査結果についての報告を受けるほか、情報交換や意見交換を行うなどの連携を取っており、効果的かつ効率的な監査に役立てております。また、監査役会も会計監査人から監査実施体制及び監査結果の報告を受けるなどの連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
南方 美千雄	公認会計士													
東目 拓也	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南方 美千雄		株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	公認会計士としての専門的な見識を当社の監査に活かすため選任しております。また、独立役員として指定した理由は、当社との関係において十分独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したためであります。
東目 拓也		株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	弁護士としての専門的な見識を当社の監査に活かすため選任しております。また、独立役員として指定した理由は、当社との関係において十分独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
---	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的としたインセンティブとして、ストックオプション制度及び業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプション制度の導入目的を鑑み、取締役、監査役、従業員を対象に、発行時点の時価を基準として権利行使価格を決定するストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針については、固定報酬となっており株主総会の決議による報酬総額の限度内で取締役会で一任を受けた代表取締役が会社の業績や経営内容、経済情勢等を踏まえ、各取締役の職位や職務遂行に対する評価を総合的に勘案し、他の取締役と協議の上、報酬年額を決定し月額報酬として支給するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対する取締役会開催の通知、その他事務連絡については、コーポレート本部が担当しております。取締役会の資料は、原則として取締役会事務局であるコーポレート本部より事前配布し、社外取締役が事前に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。非常勤の社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査の情報共有の状況を報告しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
森 雅弘	顧問	経営全般に関し、必要に応じ、アドバイスを受ける予定です。	非常勤、報酬有	2023/12/31	なし

その他の事項 **更新**

当社の経営に関する助言等を目的として、森雅弘は当社の顧問として契約を締結いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新****a. 取締役会**

取締役会は、取締役3名及び社外取締役3名により構成されており、月1回の定時取締役会開催に加えて、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では定款及び法令で定められた事項の他、経営に関する重要事項についての審議・決定を行っております。取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

なお、2023年度において取締役会は14回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況は以下のとおりです。また、14回の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

代表取締役社長 永田 豊志 全14回中14回
代表取締役会長 森 雅弘 全14回中14回
取締役 平野井 順一 全14回中14回
取締役 中村 浩一郎 全14回中14回
社外取締役 矢部 芳一 全14回中14回
社外取締役 柳 雄二 全3回中3回
社外取締役 渡久地 択 全3回中3回
社外取締役 中原 裕幸 全11回中11回
社外取締役 佐藤 香織 全11回中11回
常勤監査役 小野 和典 全14回中14回
社外監査役 南方 美千雄 全14回中14回
社外監査役 小島 大 全3回中3回
社外監査役 東目 拓也 全11回中10回

(注)全回数が異なるのは就任時期及び退任時期の違いによるものです。

取締役会における具体的な検討内容として、取締役会付議事項に該当する審議以外に取締役会内で各部門の現状・課題について協議しております。

b. 監査役会

監査役会は、監査役3名により構成され、2名が社外監査役であり、1名が社内の常勤監査役であります。社外監査役は、公認会計士または弁護士であり、それぞれ専門的見地から経営監視を行っております。監査役は、原則として、毎月1回の監査役会を開催し、また、取締役会及び社内的重要会議に出席し、当社の経営に対する監視並びに取締役の職務執行についての監査を行っております。

なお、2023年度において監査役会は15回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。

常勤監査役 小野 和典 全15回中15回
社外監査役 南方 美千雄 全15回中15回
社外監査役 小島 大 全4回中4回
社外監査役 東目 拓也 全11回中9回

(注)全回数が異なるのは就任時期及び退任時期の違いによるものです。

監査役会における具体的な検討事項は、監査の方針及び監査実施計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の正当性等です。

c. 経営会議

経営会議は、社内取締役、経営幹部で構成しており、毎月2回以上開催し、当社の経営に関する重要事項の審議を行うとともに、当社の事業遂行状況に関する報告を行い、経営情報の共有と業務執行における効率化を図ることを目的としております。

d. 内部監査室

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室が担当しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、年間の内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象部門に対して業務改善のための指摘を行い、改善の報告をさせております。また、定期的に取締役会への報告や、監査役会及び会計監査人と会合を開催し、情報交換を行い、監査に必要な情報の共有化を行っております。

e. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、当社の代表取締役社長を委員長とし、取締役、監査役、執行役員、内部監査室長、各部門長に相当する者及び顧問弁護士等で構成されており、2カ月に1回開催されております。コンプライアンス委員会では、全社に対して法令、定款、当社の定める規程等に反

するコンプライアンス違反を未然に防止するとともに、違反が生じた場合でも速やかに対応することで被害を最小限に留めるよう情報の収集や意見交換を行うとともに、社員教育の徹底を行っていく方針であります。

なお、2023年度においてコンプライアンス委員会は6回開催しており、個々の委員の出席状況は以下のとおりです。

代表取締役社長 永田 豊志 全6回中6回
代表取締役会長 森 雅弘 全6回中6回
取締役 平野井 順一 全6回中6回
取締役 中村 浩一郎 全6回中6回
社外取締役 矢部 芳一 全6回中6回
社外取締役 柳 雄二 全2回中2回
社外取締役 渡久地 択 全2回中2回
社外取締役 中原 裕幸 全4回中4回
社外取締役 佐藤 香織 全4回中4回
常勤監査役 小野 和典 全6回中6回
社外監査役 南方 美千雄 全6回中6回
社外監査役 小島 大 全2回中2回
社外監査役 東目 拓也 全4回中3回
執行役員 安立 健太郎 全2回中2回
執行役員 加藤 文也 全2回中2回
内部監査室長 出口 晃 全6回中6回

(注)全回数が異なるのは就任時期及び退任時期の違いによるものです。

コンプライアンス委員会における具体的な検討内容として、全従業員に向けたコンプライアンス研修や、ISMSへの取り組み、内部統制監査等です。

f. 会計監査人

当社は、RSM清和監査法人与監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会を設置しており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されております。非常勤監査役は社外監査役という独立的立場から、経営全般に対する牽制及び監視機能を発揮しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のために、株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット行使は導入しておりますが、議決権電子行使プラットフォームにつきましては、今後検討すべき課題と認識しております。
その他	当社は、株主様への早期情報開示の観点から、当社ホームページに招集通知を発送日の1週間前に掲載しております。また、株主総会では、事業報告及び連結計算書類等につきましては、総会会場に設置したスクリーンに資料を映し出すことで、株主の皆様に対し、より分かりやすい説明を行っております。また、第25期定時株主総会より事前質問受付フォームを設け、株主の関心の高い質問等については、株主総会の中で回答するよう努めてまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページに公表しております。 https://www.showcase-tv.com/ir/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	より広く、公平性をもって情報提供をするためオンラインで行っておりますが、今後は質疑応答などが出来るような機能を検討していく予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	より広く、公平性をもって情報提供をするためオンラインで行っておりますが、今後は質疑応答などが出来るような機能を検討していく予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、決算説明資料、経営戦略説明資料、株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーに対して、適時適切な情報を開示することが重要であると認識しております。コーポレートサイト等を通じ、積極的な情報開示を行ってまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、官公庁・自治体等が運営する災害サイト・防災サイト等に対して、当社のASPサービスを無償で提供し、サイトを「見やすく・わかりやすく・入力しやすく」することで、ディスクロージャーや防災・減災等の社会貢献活動を行ってまいります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、情報開示については、当社ホームページに掲載する「ディスクロージャーポリシー」に従い、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに、当社の企業理念、経営戦略、事業活動等をご理解いただき、適正な企業価値評価および信頼性を得るために透明性・公正性・継続性を基本に迅速な情報提供に努めております。
<https://www.showcase-tv.com/ir/policy/>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関しましては、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するために、取締役会において内部統制システムの基本方針を定めております。

(a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、当社グループが共有すべきルールや考え方を表した「経営理念」を通じて、当社グループにおける企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的に掲げている当社グループの「行動指針」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図ります。
- (2) 内部監査室は、「経営理念」及び「行動指針」の周知徹底のための活動を行い、当社及びその子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
- (3) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
- (4) 内部監査室及びコンプライアンス委員会を通じて、当社グループにおける法令違反又は「経営理念」もしくは「行動指針」の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- (5) コンプライアンス委員会は、当社グループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて内部監査室は、再発防止策の展開等の活動を推進します。
- (6) コンプライアンスに関連した相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「ヘルプライン」という）を当社グループ内外に設置し、当社およびその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処します。当社及びその子会社は、ヘルプラインを通じて相談を行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由に不利な取り扱いを行いません。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理します。
- (2) 情報セキュリティに関しては、重要性を認識するとともに、情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、必要な社内教育を実施します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、適切なリスク管理を行うため、「リスク管理規程」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。
- (2) 当社及びその子会社は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
- (3) 内部監査室は、当社及びその子会社が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行います。
- (4) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、内部監査室において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告します。
- (5) 当社及びその子会社は、当社グループの事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに内部統制推進部門にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役に報告します。

(d) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社グループの中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督します。
- (2) 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程、稟議規程に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲します。
- (3) 職務の執行により一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合は、その内容が定款変更に関わる場合を除き、「取締役会規程」に基づく組織の変更を行うことができますこととします。

(e) 従業員のコンプライアンスを確保するための体制

- (1) 当社グループの従業員が業務を行うにあたり行動指針を法令及び定款とともに遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発行動を行います。
- (2) 当社及びその子会社における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備します。また、必要に応じた内部監査体制を整備することができることとします。

(f) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

(g) 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監査役の職務を補助するため、当社グループの従業員の中から選り、専任の従業員として配置することができることとします。
- (2) 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとします。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。
- (2) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができることとします。
- (3) 監査役への報告を行った役員及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けないこととします。
- (4) 監査役が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないことと認められた場合を除き、その費用等を当社が負担します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは、いかなる関係も排除し、拒絶することを基本方針としております。

(1)「反社会的勢力対策規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図ることとしています。

(2)反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

その他

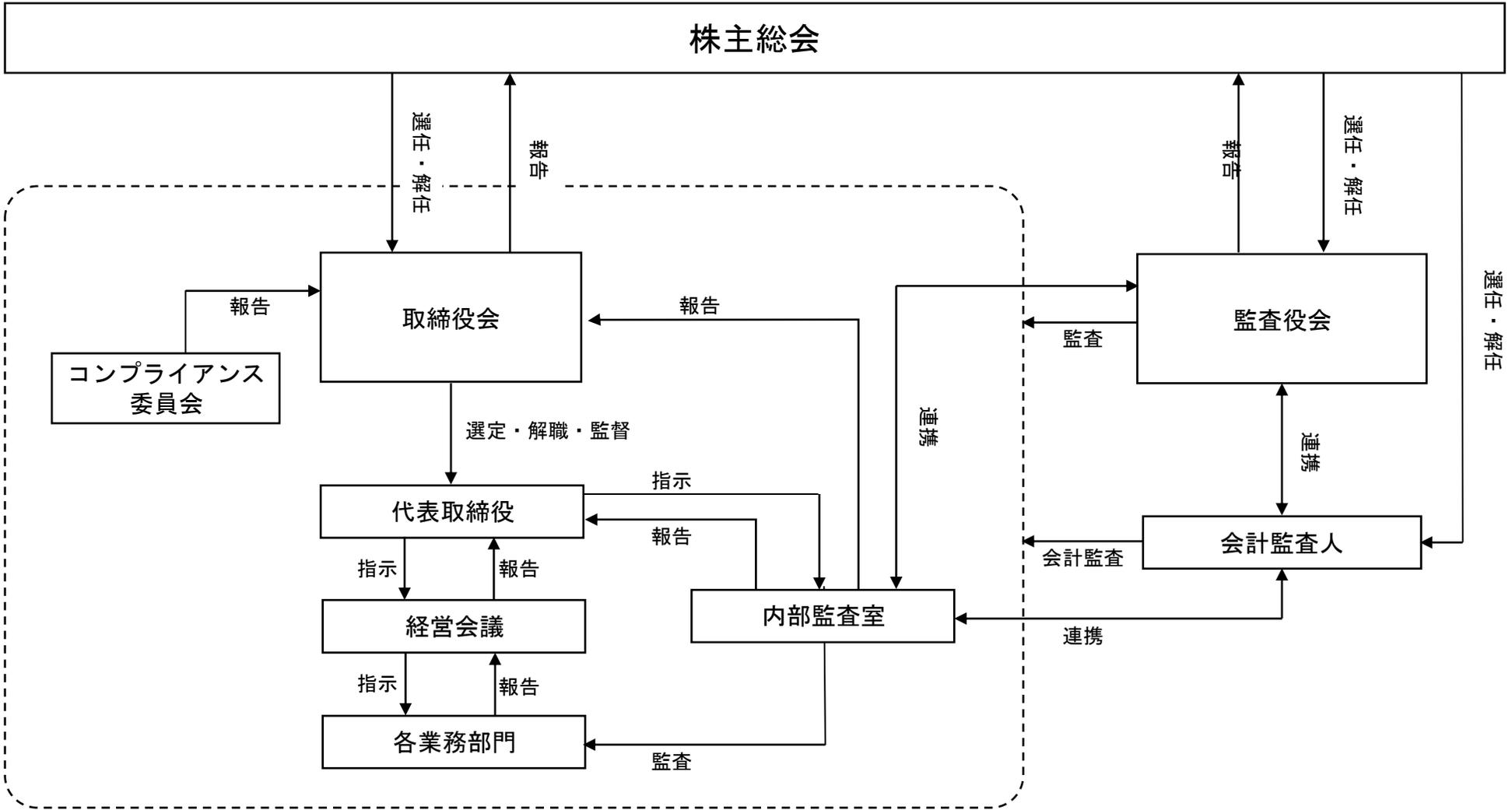
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(2024年3月25日現在)



【模式図（適時開示）】

